

倫 理 綱 領

補聴器販売業者の社会的役割は、高齢者を中心とした難聴者に適正な補聴器とその関連機器を供給して、そのハンディキャップの軽減を図り、もってそれらの人々の社会参加と生き甲斐ある質の高い生活の実現に寄与することである。個別の販売にあたっては、顧客の障害原因及びニーズは多様であること及びその人のおかれた医学的・心理学的観点と教育的・社会的側面等を充分配慮し、安全かつ適正な方法で行われなければならない。

私たちは、補聴器がもつ本質を十分に理解したうえで、難聴者の福祉に寄与する補聴器の健全な供給体制の確立を目指すものである。そのためには、関連法規を含む諸規定の遵守はもとより、高度な倫理性に根ざした事業活動の遂行により、社会及び顧客の信頼を得るように努めなければならない。

1. 社員は、自己の利益のみを追求する意識・行動は厳に慎むべきであり、健全で充実した社会生活を送るのに支障を来たしている難聴者の福祉を一番に優先しなければならない。
2. 社員は、補聴器の販売業務が人間の聴覚器官に係るもので、医療の側面と人の社会生活の基幹に触れるものであることに鑑み、安全で安心かつ適正な補聴器の供給に努めなければならない。
3. 社員は、適用される全ての法律、規範、規定を遵守し、販売業者としての品位と誇りを維持し、その倫理信条を受け入れる義務を負っていることを自覚し、社会から不信を招くいかなる行動にも係ってはならない。たとえ一企業における不法行為や非倫理的行為であっても、それが関係業界全体の信用失墜に繋がる恐れがあるという現実を深刻に受け止めなければならない。
4. 社員は、自ら及びその従業員が補聴器の機能と取扱いの習熟に努め、顧客に対し正しい対応ができるよう資質の向上をはかるとともに、必要に応じて苦情処理体制を確立して苦情の適切かつ迅速な処置を行い、その再発防止、改善に最善の努力を払わなければならない。
5. 社員は、関係する補聴器製造・販売業者、補聴器販売従事者、医療関係者等とも密なる連携を図り、難聴者の福祉に貢献するために、優れた補聴器とその関連機器の適正な供給に努力しなければならない。

制定：平成元年 10 月 17 日
改定：平成 15 年 2 月 3 日
改定：平成 19 年 4 月 16 日